

Q1. 周地の埋蔵文化財包蔵地の範囲はホームページで公開されていますか？また、図面などがありますか？

A1. 問い合わせフォーム内の市川市埋蔵文化財包蔵地地図をご参照ください。
(あくまで概略図ですので、参考資料としてご利用ください。具体的な地番・住所がわかる方はフォーム等にてお問い合わせください。)

Q2. 届出が不要であることを確認した旨の証明書はもらえますか？

A2. 正式な証明書はお出ししていません。フォームでお問い合わせの際、希望の回答方法としてメールをお選びいただき、後にお送りする当該メールを証明書の代わりとしてお使いください。

Q3. 試掘は申請後、どの位で実施してもらえますか？

A3. 受付順に対応しています。概ね1カ月半程度をみていただきたいので、期間に余裕をもって包蔵地の届出を行ってください。

Q4. 発掘等の費用は行政で負担してもらえますか？

A4. 確認調査

工事の目的によらず行政で負担いたします。
ただし、解体・更地にする費用等は対象外です。

本調査

工事の目的が個人住宅の場合のみ行政で負担いたします。工事の目的を個人住宅として届け出ることが出来るのは、届出者（個人名）が当該建設物にお住まいになる場合のみです。（いわゆる建売住宅はその他建物（建売住宅）としてご提出ください。）

Q5. 現況建物があり解体はこれからですが、申請できますか？

A5. 現況建物があっても届出は可能です。ただし、一般的には届出からおおよそ1.5ヶ月後には発掘調査に入りますのでその際には更地として頂いていることが前提です。（解体が遅れた場合は、その分発掘調査の開始時期も伸びます。）

Q6. 調査ではどれくらいの深さまで掘りますか？

A6. 一般的な確認調査では、関東ローム層まで掘り遺構の有無を確認いたします。ただし市川市内でも関東ローム層までの深さは、30cm～150cm程でばらつきがあります。
本調査の場合遺構自体を掘る調査となるため、上記の深さよりもさらに掘削を伴う場合もあります。